

非財務情報の開示指針研究会（第6回）

議事要旨

日時 2022年2月3日（木）13時00分～15時00分

場所 オンライン会議（Teams）

出席者 （委員）北川座長、大堀委員、小野塚委員、住田委員、竹ヶ原委員、富田委員、溝内委員、三井委員、森澤委員、山内委員（坂上委員、森委員は事前に書面により意見提出）

（オブザーバー）金融庁、公益財団法人 財務会計基準機構、内閣府知的財産戦略推進事務局、一般社団法人 日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、公益社団法人 日本証券アナリスト協会、株式会社 東京証券取引所、法務省

議事

- （1）事務局資料説明
- （2）討議

議事概要

1. 全般的な開示要求事項について

サステナビリティ関連財務情報の定義と目的

■ プロトタイプ付録Aにおいては、

- ✓ サステナビリティ関連財務報告：企業のガバナンス・戦略、及び関連するリスクマネジメント事項の情報を含む、企業価値に関連するサステナビリティ事項に関して、企業実績に関連する開示
- ✓ サステナビリティ関連財務情報：利用者に、企業のビジネスモデルや経営戦略を維持し発展させるための資源や関係性の評価に十分な基礎を提供する、企業価値のドライバーに関する洞察を与える情報
- ✓ サステナビリティ関連財務開示の目的：一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資金等を提供するかどうかを決定する際に有用な、企業がさらされている重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する情報を提供すること

とされている。この定義や目的は十分かつ妥当か。

- 定義・目的・マテリアリティとも、これまで議論されてきた内容とよく整合しており、懸念される点はほぼ含まれているように思う。
- ただ、制度開示として導入するかもしれないことを考えると、後々、解釈論争が起きる可能性もあり、重要になる部分だろう。例えば、よく財務諸表に含まれないが投資家にとって重要な情報として配当があげられる。配当はここにあるサステナビリティ関連財務開示（一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資金等を提供するかどうかを決定する際に有用な、企業がさらされている重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する情報を提供すること）に含まれるような気がするが、そういった認識が合っているかなど、一点一点チェックしていく必要があるかもしれない。

- 目的について、違和感はない。
- 全く問題ない。
- このような内容で明確になっていくことは望ましいことだろう。
- 定義・目的ともリーズナブルである。

マテリアリティ

■ プロトタイプにおいては、重要性の基準について

- ✓ (その情報が) 省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えうると合理的に見込まれるもの

とした上で、定量的閾値は設けず、経営者による重要性判断の上で重要でないと考える場合には開示は不要としている。この重要性の考え方は十分かつ妥当か。

- また、既に公表済みの気候のプロトタイプとの関係含めて、基準全体を通じてどのように整合的に適用されるべきか。

- マテリアリティの定義が事実上、サステナビリティ報告とサステナビリティ関連財務報告の範囲の定義になっている。内容自体に不満はないが、解釈論争が起きる可能性があるため、開示されている代表的な情報をピックアップしてチェックする必要がある。
- 例えば、「投資家」という用語が用いられているが、アセットマネジメント会社のみを意味するわけではないだろう。企業が企業買収を行うこともある。結局はサステナビリティ関連財務報告とは、株価を評価するときに必要な情報の全て、ということではないか。
- マテリアリティについて、違和感はない。
- 全く問題ない。このような形で、ISSBがキャッシュフローの創出能力や企業価値とマテリアリティを明確に結びつけて書いてくれているのは大きい。レベルの高い企業はそのような考え方が当たり前になっている一方で、戦略と関連性の薄い社会課題がマテリアリティになっていたり、KPIと結びつけやすいものをマテリアリティに選んだり、抽象度が過ぎるマテリアリティ分析なども散見されているところ、このように規定されることで状況が変わってくるのではないかと考える。
- このような内容で明確になっていくことは望ましいことだろう。

- TCFD の財務インパクトの概念を引き継いでおり、妥当である。また、書きぶりも妥当かつ十分だろう。一方、かなり細かく規定されており、ほぼ義務化されていることから、実務的にどうしていくかは悩ましい。企業価値に影響を与えないものは開示対象外とされていることを踏まえ、うまく工夫していく必要があるかもしれない。
- 一方、気候変動は見積もりによる部分も多く、中期・長期の時間軸で検討することになるため、それも含め、企業側から「企業価値に影響を与えない」とは言いにくい部分もあるだろう。これらを企業側に委ねると、横並びで過剰な開示に陥る懸念がある。作成者側としては、何か規範的なガイドラインがあると助かるのではないか。
- 非財務情報について、定量的な閾値等が設けられないという点について違和感はなく、無理に何か作るのはいくとも思っているが、投資家との対話の中で「なぜその項目は重要でないと判断したのか」と聞かれた場合に答えられるよう説明を用意しておく必要はある。定量的ではなくとも、このような理由で重要性がないと判断している、ということは開示の段階で企業側は考えておいた方がよい。
- 「資金の出し手にとって有用な情報、かつ省略すると誤解が生じる情報」という会計基準と同じ発想であり、この方向で良いのではないか。
- 重要性の閾値をどう定義するか、が難しいポイント。今回のプロトタイプは財務的マテリアリティにフォーカスした定義になっていることから、厳密に定義するのは難しいかもしれないが、売上や利益といった財務数値に何%程度影響を与えうる、と言えるのであれば、一つの考え方になるだろう。
- ここで課題になるのは、時間軸の問題。サステナビリティ課題は短・中・長期で見ていくことになり、それを財務的な話とどう結びつけるのかは悩ましい点。また、マテリアリティを定義する際の粒度も課題の一つ。SASB のように非常に具体的に KPI が決まっている場合もあれば、GRI のようにある程度の大きさのトピック別に定められている場合もある。さらに、日本企業では「環境」「人材」「ガバナンス」といった大きなマテリアリティを定めている場合もある。どの程度の粒度とするのかについて、ある程度コンセンサスが見えてこない、この基準に則った開示といっても、全く異なるものが出てくる可能性もある。
- この辺りをどこまでコントロールし得るのか、現実的には難しい面もあるだろう。重要性がない部分についても、最低限の、ミニマムセットのデータの開示程度であれば、この中で義務付けでも良いのではないか。例えばスコープ 1 及び 2 の CO2 排出量などであれば、マテリアルか否かに関わらず、開示させるような方向性もあり得るのではないか。ここで最低限の比較可能性を担保しつつ、マテリアリティの考え方以上の部分は企業の自由演技に任せるのが現実的なのではないか。
- 本基準の特徴は、指標を中心に詳細な情報の開示を要求 (shall) しつつ、マテリアリティによって報告企業側に報告事項の選択を認めている点にある。本アプローチは企業側の主体的な報告と比較可能性担保の同時実現という観点からポジティブに評価できる。

- 一方で、マテリアリティについては、報告企業が重要性評価を施す上での指針（留意事項やプロセス）が十分提供されておらず、指標の絞り込みのレベルに関し、企業によって大きな差が生じる可能性がある。日本では、企業が基準上で要求された指標を準拠して報告することに力点を置きすぎて、自らのビジネスモデルや戦略の視点からの判断や説明が伴わない実務が広がるリスクがあると考えられる。
- 企業がマテリアリティを主体的に判断して報告する実務を促す観点からは、マテリアリティを判断するうえでの留意事項についてのガイドを提供するとともに、その判断の方針、体制及びプロセスについての説明を求めることが望ましい。前者についてはIASBによるマネジメント・コメンタリ実務記述書公開草案（2021年）が、後者については、VRF（IIRC）国際統合報告フレームワークが参考となる。
- 経営者が重要だと考えるものについて開示する、逆に言えば重要でないと考えているものについては開示しないというのは、おおむね賛成。また、一般に重要だと思われる項目が開示されていない場合は、なぜ開示が不要であると考えたのかということについても開示するのが良いと考える。ただし、何が一般的に重要なのかということについては、色々な考え方があると思われ、その辺りを決定する時に議論が起きるのではないかと。

報告企業の境界

- プロトタイプにおいては、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の「境界 (Boundary)」は同一でなければならず、両者のコネクティビティについての説明も求めている。
 - 報告企業の「境界」の例として衣料品産業が例示をされているが、「財務諸表」とサステナビリティ関連財務開示の境界を同一とするという考え方は妥当か。また、全般的な開示要求事項に示されている内容だけで企業は具体的な開示内容を判断することができるか。
- サステナビリティ関連のバウンダリーは財務諸表と同じなのか、という議論は難しい。問題は、IFRS側にバウンダリーの定義が明記されていないこと。例えば、報告企業の連結企業の範囲だけなのか、全ての関連会社なのか。IFRSでは持分法と保有有価証券（投資目的）の保有の間で判断ができる。どこまでが範囲なのか。また、関連会社として、事実上の支配力はあるがビジネス上のやり取りのない親会社の存在など、サステナビリティに影響するものであって、報告の範囲かどうか問題になるケースがあるだろう。「少なくとも財務諸表の範囲」といった表現にしておいて、あとは必要に応じた判断をする、といったやり方が必要ではないか。
 - 海外に100%所有の連結子会社があるが、サステナビリティ目標については取引先企業の傘下となっており、自社のコントロール下にないことから、現在の開示からは外している。このような例もある。
 - 原則として、財務諸表のバウンダリーと一致させるべきという点は理解するが、「Apply or Explain」「Comply or Explain」といった柔軟性はあった方が良い。

- 昔から、サステナビリティのバウンダリーをどうするか、は企業にとって大きな悩みだった。財務情報と一致させるという方針が一般論として出されることについては、明快であり、実務的に歓迎される向きはあるだろう。
- ただそれは、サステナビリティ情報が、連結ベースの財務情報のバウンダリーに収斂する場合である。連結財務諸表でカバーできない領域のサステナビリティ情報が今のホットイシューであり、サステナビリティ情報を財務情報にアラインするのではなく、その逆のようにならないか。
- CDP では、財務報告と同一のバウンダリーという考え方に基づいて質問書を設計している。ただ、把握できていない部分や報告に含まれない部分については、含まれない範囲及びその理由を明らかにすることを求めている。財務報告の範囲に合わせて報告した上で、含まれていない部分があれば、そこを把握しているか、そしてその理由は何か、を記載すれば良いのではないか。
- 例えば人権やスコープ 3 の GHG 排出量等は、追っていこうと思えばどこまででも、バリューチェーンの先まで追っていくことができる。そのようなサステナビリティ情報と財務諸表のスコープを一致させるというと、どこに落としどころがあるのか疑問が残る。
- 難しい分野ではあるが、この辺りが企業としての開示、説明の技量が問われる部分。サプライチェーン上どこまで追うことができるという話もあるが、どこまでが自社にとって大きな意味で重要なのかについて、自社としてどう考えるかを発信していく、重要な項目である。その会社の考え方をきちっと示した上で、コネクティビティについても言及することを期待するのが良いのではないか。
- ここでのバウンダリーというのは、いわゆる連結子会社にどこまで含めるかという話だと理解していたが、先ほどサプライチェーンに関するご発言もあった。サステナビリティ報告のバウンダリーを考える場合は、財務諸表と同じ範囲に合わせるという話と、バリューチェーンを含めた別の形の境界の話という二種類がある。理想像としては財務諸表と一致させるのが正しいと思うものの、実際にそれができるのかという観点から言うと、スコープ 1 及び 2 の CO2 排出量といったデータでも完璧にできている企業は多くない印象があり、そもそもできるのかという問題がある。
- また、マテリアリティと関係してくるが、課題によっては全て財務諸表と同じ連結ベースで開示する必要がない項目もある。例えば、同一企業内であっても、ある事業では重要なデータが、別の事業では無意味であったり、そもそもデータすら存在していなかったりするケースもある。全てについて財務報告と同じバウンダリーというのは無理があり、この辺りは書き方に注意しないと混乱を招く可能性がある。
- 重要なのは、どのような境界としたのかを明示させること。たとえ部分的であっても、「データをとれたのがこの範囲だった」「ある事業においてはこの範囲とする」等、企業自身が境界を明示するというのとは一つの方法ではないか。

- 以前持分法適用会社の子会社の開示で議論をしたことがあったのだが、IFRS のビジネスコンピネーションの考え方は主に議決権をもとにしているが、議決権はそれほど持っていないがビジネスをともしており、ビジネス上のやりとりで明らかにコントロールが出るというケースもある。このようなケースがサステナビリティについては多く出てくると想定されるが、コントロール権があると開示すべき、でいいのかという点は議論すべき。また、こういったジャッジメントが必要な部分は、一律な開示だけではなく、事情をきちんと説明すれば良いという、本来の「Comply or Explain」の精神も重要。これらの論点は、議論の俎上に上ってくるべきだろう。
- その他、デュエディリジェンスや GHG 排出量のスコープ 3 は、報告企業のビジネス上の売買がある企業という観点で報告対象に入ると思うが、連結企業の場合も全てそれを見るのか、関連企業はどうかと考えていくと不明瞭であり、後から議論が起こると思われる。先ほど「少なくとも財務諸表」と申し上げたが、もう少ししっかりと基準へ記載をする必要があると感じた。
- 連結財務諸表は財務的な結び付きで報告企業の境界を規定するものだが、個人的にはサステナビリティ関連活動の境界とは同一ではないと考える。とりわけサプライチェーンの繋がりは重要で、上流や下流にある企業のサステナビリティ関連の情報を取り込むことができれば、意味のある開示になると思われる。
- しかし、実際にこれを実現するのはかなり困難でもある。定量的な値であれば比例配分するのか否かといった議論が必要となる。重要性の問題も出てくるだろう。定性的な情報をどのように取り入れるかについては議論が尽きず、おそらく収束しないだろう。
- 財務情報の開示境界と合わせるというのは、実現可能性の点からは、セカンドベストかもしれない。支配関係を通じて、子会社にサステナビリティ関連情報の負の側面を押し付けるといったこともできなくなるため、また、仮に実行したとしても、連結することによってあぶり出されることになるためである。

報告頻度

- サステナビリティ関連財務情報は、「少なくとも 12 ヶ月ごとに、かつ、それらの財務諸表と同時に報告しなければならない。」とされており、財務諸表と同時に報告することが求められているが、世界的な開示動向や国内の制度開示やサステナビリティ情報開示の時間軸と照らして妥当か。

- EU の多くの国では有価証券報告書のようなものがなく、報告の頻度という議論はイメージしにくいかもしれない。有価証券報告書には、財務諸表のような期末時点の情報と、報告日時点の情報が混在している。財務諸表の後発事象で、非常にマテリアルなサステナビリティの事象があった場合でも、財務諸表にはそれは反映されていない。サステナビリティの情報と財務情報を同じ報告書に記載するとそういう現実がある。
- 「参照」というのは便宜上だけの問題ではなく、締め日が異なる情報が複数存在するということから有益かもしれない。今後、デジタル化といったことも考えると、各情報の報告日

が実は異なるというものをどう関係させていくかについても、考え方を基準の中に入れていく必要があるのではないかと。

- サステナビリティの情報であっても、財務諸表を作成した時点の情報は、財務諸表の背景として必要である。マネジメント・コメントリもそのような報告内容を想定して作られているだろう。財務諸表を形成したその時点の戦略、セグメントの状況、事業の状況といった情報を書くというイメージ。しかしサステナビリティにはその後3ヶ月間等の後発事象がある。サステナビリティ関連財務情報はマネジメント・コメントリを土台にすると聞いているが、マネジメント・コメントリはこのような実際の報告書をイメージしないで作られているところもある。今回の基準の議論においては、その辺り注意をしていく必要があるのではないかと。
- サステナビリティ情報開示を財務諸表と同時に行うのは厳しい。決算については2ヶ月程度で仕上げられるシステムができていますが、サステナビリティ情報については手作業もあり、決算から2~3ヶ月遅れて開示しているのが現状。将来的に必要ながあれば対応するが、いきなり同時の報告を行うのは難しい。
- 報告の頻度については、12ヶ月毎が望ましいだろう。
- 12ヶ月毎という点については、今でも財務の事業年度に合わせて開示しているので問題ないが、財務報告と同時に、という点は厳しいのではないかと。統合報告書は財務報告に比べて3ヶ月程度遅れてとりまとめられている。これを満たすためには、かなり作業を前倒しにしなければならない。
- 以前、3ヶ月遅れで行っていた海外グループ会社の財務報告を同時にした際は、2~3年をかけたプロジェクトとして進めた経験がある。本件もかなり重たい作業となる。
- 「べき論」としてはここに書かれているとおりで、現実的にどこまでできるのかが一番の課題。会計情報については短期に集計できるような仕組みが長年をかけて構築されているが、サステナビリティ情報はデータ収集に時間を要するのが現実であり、さらに保証を入れると全く間に合わないだろう。同時に報告という点は「べき論」としては理解するが、現実的には難しい印象がある。
- 報告のタイミングの考え方は、サステナビリティ財務情報の中でも、情報によって分けないといけないのかもしれない。本来、財務諸表と発生日が同じものは同時に開示すべきだが、そうでないものもある。発生日が異なる情報まで同じタイミングで開示しなければいけないのかという点については、未来のレポートのあり方として議論を持ちかけても良いのではないかと。
- これは、一部分を任意開示や全く別の媒体にして良いという意味ではない。現在、年次報告書は一冊で出されることになっているが、その中でも発生タイミングの異なる情報が混在しているのであれば、デジタルプラットフォームができてからかもしれないが、一部分は後から更新ということもできるのではないかと。

- 四半期報告をさせるのは、やや過多のような印象だが、年次報告と同時に開示するというのは、これまでも環境報告書やCSR報告書などの実績があるため、問題ないのではないか。

報告チャンネル

- IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、企業の一般目的財務報告の一環として開示することが求められている。また、別の報告書からの相互参照（クロス・リファレンス）も認められている（ただし、それによって不明瞭にならない場合に限る）。
 - 日本国内では、一般目的財務報告には制度開示書類（有価証券報告書）が該当すると考えられるため、ISSB 基準による開示事項をそれらの書類に取り込むことが求められる可能性があるが、報告頻度における同時性の点と併せてどう考えるべきか。
- プロトタイプで求められる情報全てを有価証券報告書に含めると、かなり分厚いものになってしまうだろう。有価証券報告書には要旨を入れ、別の報告書でカバーするのが現実的ではないか。
 - 今後検討がなされるとは思いますが、有価証券報告書が望ましいと思われる。全ての情報を記載すると分厚くなってしまいうのであれば、何か工夫が必要かもしれないが、将来的に有価証券報告書に含まれていく方向が望ましいだろう。
 - 財務報告の一部とするのであれば有価証券報告書に掲載することになっていくだろうが、その場合、監査の問題や罰則等について懸念が出てくる。見積もり等が多い内容となるため、セーフハーバールールが整備されると作成者としては助かる。
 - 有価証券報告書に全ての情報を載せると、ページ数がかなり多くなると思われる。この辺りについては工夫が必要だろう。
 - 財務報告の一環として開示することは良いと思われる。また、クロスリファレンスが認められている点もリーズナブルだろう。
 - 有価証券報告書自体での記述式の開示が拡充されていく中で、現段階ですら、有価証券報告書を作るテクノロジーが厳格で使いにくいという声もある。クロスリファレンスする際は、タイミングの観点から誤解を与えないように注意すると同時に、テクノロジーをアップグレードすることが重要。そうでないと、煩雑な手間が今以上にかかることが考えられる。
 - 日本には統合報告書を作成している上場企業が 600 社以上あり、これを利用しないのはもったいないのではないか。プロトタイプに示されたサステナビリティ情報を全て有価証券報告書、法定開示に含めることには若干疑問も残る。財務情報とサステナビリティ情報の両方を考慮し、かつ、投資家を中心とした資本の出し手に向けた開示の仕方というのは、統合思考そのものだろう。
 - 先ほどご意見のあったミニマムセットの開示などは、全体を開示する媒体でなくとも、データブック等の媒体で行っても良い。ここで大事にしたいのはマテリアリティ、特に財務マテ

リアリティを軸にしたもの。そのチャネルとしては既に統合報告書があるため、これを別のものに変更するのは企業にとって負担が大きいのではないか。また、これは日本として強みでもあるため、考慮した方が良いのではないか。

- 同じ項目が記載されていれば確かに比較はできるが、サステナビリティ報告では「**Explain**」が重要。実際に開示をする項目は、同じ業種でも企業によって選び方が異なり、ここが比較をする際に大きな手がかりになる部分。
- 多くの企業・発行体は、何か型にはめないといけないという気になってしまいがち。自社らしさ、自社の価値創造の仕方を自由演技で開示する必要があるということを強調して説明しないと、実質的な情報が出てこないことになってしまい、結果、横比較はできるものの本当の意味での比較ができなくなってしまう。
- 標準があることは非常に重要であって、業種別の指標も重要だが、そこから選べるという状況であることが最も重要。そこから選べることによって、定義等が同じになる。しかし、全員が同じ情報を開示しても意味がないのではないか。こういったメッセージを出していくことによって、企業側も慎重になりすぎずに取り組むことができるのではないか。
- 日本では統合報告書の作成が年々増えてきており、IFRS 財団において IASB・ISSB の議論が進展する中で、統合報告書がどのような位置づけになるのか、うずもれてしまわないか、は懸念するところ。統合報告作成の世界で築き上げたものが、そのままマネジメント・コメントリ (MC) に入るかという点、そこにはギャップがある。
- また、日本の事業会社の方にとっては、有価証券報告書に統合報告的なものを十分に織り込むことは非常にハードルが高いと感じている。そういう意味で、自由闊達に、投資家の要望に応えるべく進められてきた日本の統合報告の理念を基底とした開示はこの先どうなるのか、少し懸念している。
- 一般目的財務報告をコアとして開示媒体を位置付けているが、そもそも媒体なので、財務報告書とすることが望ましい。また、制度上、要求される書類（日本であれば有価証券報告書）との関係性についても明確化が必要。
- 任意書類を含む外部参照を許容しつつ、参照先情報の報告責任主体や情報区分の必要性に言及されていることは、報告媒体の柔軟な運用と質担保という観点から効果的なアプローチとなりうると考える。
- 一方、主たる報告書類に含むべき情報について、誰が、どのように判断すべきかという問題について、今後考え方を整理する必要がある。主たる報告書類である一般目的財務報告に含む情報と参照先媒体に含める情報との間に、実質的に重要性のレベルに違いがあると解釈すべきかが特に問題となる。開示判断、そのうち制度書類に含めるか否かの、2段階の重要性判断が必要となる可能性がある。
- IFRS サステナビリティ開示基準に倣うのであれば、日本の場合は有価証券報告書の中に取り込まれることが望ましいということになるだろうと思われる。有価証券報告書はだんだん統合報告書のようなものになっていくのではないか。

準拠表明

■ サステナビリティ関連財務開示が ISSB 基準に「準拠している」と記載するためには、「IFRS サステナビリティ開示基準の関連する全ての要件」を満たすことが求められているが、この記載は妥当か。例えば、以下の場合はどう考えるべきか。

- ✓ 業種別指標のみ開示している場合。あるいは業種別指標以外のみ開示している場合。
- ✓ 一部の論点（気候・水・人的資本など）のみ ISSB 基準に則って開示している場合

- 「全てを満たしていないと準拠表明できない」と言われると、日本企業の場合は、「Apply or Explain」の「Apply」の方に傾きがちである。ここはそういった趣旨ではなく、「Explain」であっても準拠している、全ての要件を満たしていると言える、ということを明確にしておくべき。そうでないと、企業にとってマテリアルでないサステナビリティ項目についても対応をすることになり、無駄な作業が増え、コストがかかる。
- また、「Explain」についても、個別項目ごとの「Explain」ではなく、「この考え方に基づいてこれとこれとこれがマテリアルだから、この項目について記載する。したがって、その他の項目はマテリアルでないから記載していない」というレベルでの説明がどの程度認められるか。この辺りが重要だと考えている。
- 「全ての要件を満たすこと」とするのであれば、要件・項目の中で、任意やマテリアリティの高いものといった裁量を規定するのが現実的ではないか。
- 民間企業の方と話していて感じているのは、本分野で先端を走る一部の企業は「Apply」でも問題ないが、それ以外の多くの企業には、「Explain」が対外的に認められていること、「Apply」ができない場合には「Explain」を頑張っても良いことを強調する必要がある。「Explain」を含めて準拠表明であるということを注意して伝えていくべき。
- 日本として、ISSB を意識しているような開示であることを示せるような何か、例えば「ISSB-mindful」のような、国として ISSB に基づく開示を推奨しているということを出せると、慎重になりがちな企業も早い段階から開示ができるのではないか。TCFD への賛同をリードしたように、国として、ISSB のある世界に賛同していること、日本の企業文化も含めて後押しをしていることを見せるためにも、「ISSB-mindful」のようなカテゴリーで開示することを推奨する等、手当てすると良いのではないか。
- SASB の指標は米国におけるサステナビリティの課題が色濃く反映されているという印象は否めない。それでも 70 の業種別の指標というのは良いことだと思われ、我々としてできることは、日本のコンテキストが伝わりやすいようにすること。日本の規制下で日本の上場企業として事業を行っていることを担保するため、例えば経産省として、各業種の概要及び日本における特殊事情を説明できるような資料等を事業会社、会計士、投資家等と一緒に整備するのは一つのやり方ではないか。それによって日本企業が不利にならないよう、あるいは、日本企業ならこのセクターのここがアピーリングだということを説明してはどうか。SASB

の指標は、該当業界から専門家が集まって作られており、そのようなフォーラムを日本国内でもやってみてはどうか。

- 自社で「準拠している」と表明するのは、あまり意味がないのではないかと感じている。GRIも準拠条件が決まっており、自己申告で準拠と言っているが、厳密に見ると準拠できていないケースも散見される。準拠というのは、報告者自らが申告するというよりは、読み手・ユーザー側、ないし第三者保証機関が判断すべき話であり、準拠できていない場合はエンゲージメントを行っていくのがあるべき形ではないか。
- 準拠している範囲を明示した上で、限定的準拠を認めるという方向で議論が進んでいくと良いのではないか。

【気候関連開示プロトタイプについて】

- 複数事業を営んでいる企業や特定の事業に当てはまらない業種（例：総合商社）の場合、どのように業種を決定し開示することが適切か。この点について、気候関連開示基準あるいは全般的な要求事項において、考え方が整理されることは必要か。
 - 気候関連開示プロトタイプ（業種別）に水資源・土地利用等の指標が含まれている点と、気候以外のテーマについては、今後議論が予定されている点について、整合を図る必要があるか。（水資源の指標等については、検討を改めて実施することもありえるのではないか）
 - 業種別指標の算定にあたって、受け入れ可能な計算方法（例：GHGプロトコル）や地域基準の例示がされているが、「受け入れ可能」の判断基準に関する具体的な定めは必要か。
- 業種の決定についての考え方、及び、業種別指標の算定方法にかかる具体的な定めについては、担当者の目線で見ると必要と思われるが、経営者の目線から見ると、自由度が高い方が良く、細かくアプライオリに決めないでほしいという意見もある。立場によって変わってくるだろう。全体的には自由度が高い方が良いという点を守りつつ、意見をまとめていただきたい。
 - 当社でも複数の事業を有しており、全ての業種について開示すると量が膨大になる。株式投資が目的であることから、業種については株式のセクターの基準で原則判断する、といった形にしていただければ判断しやすい。
 - 気候以外のテーマの指標が含まれている点についてだが、水資源等については、現在、SBTネットワークやTNFD等で基準を作っているところ。それらが策定されたらComplyする、というように、時差をもって進めていくのが現実的ではないか。
 - 気候関連プロトタイプが、事実上TCFDを踏襲している点は歓迎すべき。現在日本では、多くの企業がTCFDの任意開示の柔軟性を活かし、様々な工夫をしながら開示を進めており、この蓄積は無駄にならないだろう。

- 他の分野との重複については、テーマ毎に分けていった方が良い。例えばサーキュラーエコノミーの分野では、ケミカルリサイクルのように気候変動とサーキュラーエコノミーの取り組みがほぼ同軌する分野もあるが、セメントの廃棄物処理のように、サーキュラーエコノミーとしては良いが、気候変動的には疑問符がつくような、二律背反するようなテーマもある。気候変動は気候変動、別のテーマは別のテーマとして作って体系化し、一般要求事項と棲み分けていくという流れが必要だろう。
- 指標については、フレームワークに SASB の細則主義が追加されたという経緯から、細くなるのは避けられないだろうが、過度に規範的になり過ぎると、かえってコミュニケーションを阻害する懸念がある。業種横断指標は TCFD 提言が踏襲されていることから、大きな問題にはならないと思うが、業種別指標については、一読する限り突拍子もないような指標はないと思うものの、子細に見ていくと GHG 排出量についての戦略等を定性的に問う項目もあり、日本政府が進めるトランジション戦略、トランジションに向けた技術ロードマップに沿って戦略を提示する企業の開示を阻害することのないよう、慎重に見ていく必要がある。
- 業種の決定にかかる考え方について申し上げたい。CDP はセクター別質問を行っており、複数事業を営む企業から業種の判断について照会があった場合は、財務的に影響が大きい事業、売上げが大きい事業について、最低限開示していただくように回答をしている。つまり、最も影響力の大きい事業をもって、その企業のセクターとするという考え方をとっている。
- 気候変動プロトタイプに示されている土地利用の指標は、非常に基本的な内容。グローバルでは開示すべきと考えられている内容であり、たとえ将来、水資源や土地利用の指標が別途策定されたとしても、整合性はとれるだろう。また、気候変動は他の環境分野と密接に関係しているため、気候変動以外のテーマ別基準の策定を待たずとも、必要な情報は開示されるべき。
- 基本的に TCFD 提言を踏まえた内容となっており、CDP の質問状とも内容が似ているため、対応できないものではないと感じているが、スコープ 3 が義務化されたり、シナリオ分析でも定量的な内容が求められたりするなど、実務的にハードルが高いものもある。社内によく検討していく必要がある。
- 経営者からすると自由度が大きい方が良いというご意見もあり、基本的にそれは尊重されるべきだと思う。ただし、投資家サイドとしては何らかのくくりを求めたいという面もある。例えば売上高やビジネス上の重要度が最大の事業で業種を決定するという考え方を採用した場合、同じ総合商社でも全く違う指標を用いて開示が行われることもあり得る。単一・複数に拘らずどの業種に準拠するかは経営者の判断で選択できるが、最低限則るべきルールを決めておかないと収拾がつかなくなる可能性もある。
- 以前、格付け機関が総合商社をノンバンクとして評価していたことに対し、商社側から不満が表明されたことがある。今回、ISSB としてグローバルな枠組が作られつつある中で、このような考え方についてもここでよく論点を整理しておくべき。商社だけでなく、業種判断が難しい企業はあり、国内でも論点になる可能性がある。

- 70の業種別指標は、グローバル企業と横比較ができるという点において喜ばしいこと。現時点でも、いくつかの業種を合わせ見る形で開示を行っている企業もある。何か一つの業種に寄せる必要はなく、関連する複数業種を合わせ見て開示する方法を促すことが必要ではないか。
- 企業がどの業種に該当するかを決めるのは、そう簡単ではないだろう。マテリアリティのように、自分の会社はこの業種に相当するだろうということを自分で考え、選んでもらい、その選び方も含めて自己責任とするのが望ましいのではないか。近年、業種の垣根が曖昧になってきており、単純に業種を割り切ると適切でないケースもある。ここに書いてあることを参考にしながら、自社に適した内容を使えるような考え方が望ましいのではないか。
- 業種別の指標群を「基準」にするのは無理があるのではないか。IFRSは厳格なデュープロセスを設けているが、各業種には急な社会の変化への対応の必要性も予想されるところ、業種別基準は「準基準」のような形で迅速な議論が出来るような形にしたり、各国・各地域の議論を進めやすいような構成にしたりすることは考えられないか。各地域で必要な項目を、各地域で足し引きできるようにする必要があることも踏まえ、業種別指標は全体の基準とは違う扱いとすることが考えられるのではないか。
- 水、生物多様性等の他のテーマに直接関連する指標は、今後、それぞれテーマ別基準の策定が想定されるので、当該テーマに属する基準に含めるべきと考える。また、合意形成の実現性とスピードを考えれば、当初段階では指標を絞り込んで基準策定することが戦略的にも妥当であり、他テーマの指標を示すとしても参考レベルに留めるべき。
- プロトタイプ基準案では、重要な概念や情報の測定に関してTCFD、GHGプロトコル、地域基準を参照・依存する形で設計されており、これはIFRSと大きく異なる点である。これは、基準開発のコストとスピードを重視すれば、致し方ない対応かと思われる。
- 一方、基準ガバナンスの観点からは、IFRS財団において、どのような組織の開発した、どのような基準その他文書であれば参照可能とするのか、何らかの考え方を整理していく必要がある。また、気候変動に関するシナリオ分析と財務的影響評価のように、方法論と基礎データの拡充・蓄積が求められる領域においては、どのような方法論や基礎データが必要となるのか、将来的に想定する基準体系についての考え方を早期に整理して示すことが必要である。
- すでに多くの上場企業がTCFD提言に基づく開示を行っていることを勘案すると、気候関連開示プロトタイプについては、TCFD提言にできるだけ準拠していることが望ましいと考える。

【その他・ISSBのTRWGから公表されたプロトタイプ全体について】

- 全般的な開示要求事項プロトタイプにおいては「サステナビリティ関連財務情報開示」とされているが、気候関連開示プロトタイプにおいては「気候関連開示」とされている点を懸念

している。なぜ「気候関連財務開示」とされていないのか。TCFD と全く同じ表記になるのを避けたのかもしれないが、この部分が違っているとマテリアリティが変わってしまうのではないか。

- 全般的開示要求事項プロトタイプに書かれているマテリアリティの定義に問題があるとは思わないが、気候開示の方には非常に多くのことが要求されており、外縁が明確でない。「財務開示」となっていないと問題になるのではないか。
- TRWG に TCFD がメンバーとして入っているのであれば、ここが「財務開示」とされても問題は起こらないだろう。ここはそのように修正していただきたいし、それに対応した中身にしていきたい。この文書が一人歩きすると、多くの企業に「あれもこれもやらなければいけない」と戸惑いが生じるであろうことを懸念している。業種横断指標、業種別指標と多くの指標を開示しなければいけないとされているが、これを全部開示する必要はない。財務的にマテリアルかどうかで線引きができる、という説明が気候にも必要ではないか。
- IFRS の導入の際もそうだったが、国全体で計画を立て、数年かけて移行し、国全体が Comply していく、というのが現実的。また、欧州に基盤を置く多くの ESG 投資家にとっては、横並びで比較ができた方が望ましく、投資をしていただきやすくなるかと思う。数年かけて Comply していくようなガイダンスを出していただくと良い。
- 全体を通して、「Disclose or Explain」という考え方に立ち、出来ている部分と出来ていない部分を明示するというように、「Explain」することを強調していかないと、できたと言っているのに不完全ということになりかねない。このような考え方で、開示をより充実させる方向に引っ張っていくことが必要ではないか。

以上

お問い合わせ先

経済産業政策局 企業会計室

電話：03-3501-1570

FAX：03-3501-5478